

令和6年10月6日執行

森町長選挙説明書

森町選挙管理委員会

第1 立候補の手續

1 立候補を決意するまで

(1) 立候補の瀬踏行為

一体自分は、どの程度選挙人の支持を受けているのか。これを知ることが立候補しようとする者にとって、最も大事なことのひとつである。立候補しようとする者が、立候補の意思を決定する資料として、自己に対する選挙人の支持状況をあらかじめ調査する行為を普通「瀬踏行為」と呼んでいる。その方法にはいろいろあり、少数の有力者等を通じて知る方法、直接多数の選挙人に対し政見発表、演説会等を行って、その反響を見る方法等純粋な瀬踏行為は、禁止されるものではない。

しかし、そのやり方によっては、事前運動の禁止、戸別訪問の禁止、文書による運動の制限等に触れるおそれがある。その限界は一様に言えないが、要するに、立候補者を前提とした投票の依頼の意思がなく、純粋に瀬踏の意図から出たものであれば、あまり非常識な行為にわたらない限り禁止に触れないと考えてよい。

(2) 候補者の選考会、推薦会等

政党その他の政治団体、組合、あるいは単なる有権者の集まり等で、推薦すべき候補者を決定することである。これらの団体又は集会が各人全く白紙の状態から、相談のうえ推薦すべき候補者を決めることは、一般に差し支えない。

しかし、あらかじめ特定の人を決めておいて、単にその会合においてこれを了承させ、あるいは形式的に決定することは一般に選挙運動となり、事前運動の禁止に触れるものと解されている。

また、選考の結果を外部に発表、宣伝することも多くの場合選挙運動となる。

(3) 現職を棄てる覚悟はついたか（公職選挙法（以下法）89、90、104）

立候補を決意する段階になって、注意を要することは、公職にある者は、原則としてその職を棄てる覚悟をしなければならないことである。したがって、多数の公務員は、立候補と同時にその公職を失うこととなる。

また、都道府県や市町村との請負関係にある者、若しくはその支配人等も請負を辞めるか、支配人等の地位を去る覚悟をしなければ、当該地方公共団体の選挙に当選しても町長になるわけにはいかないことに、特に注意をする必要がある。

(4) 推薦届出する場合の注意（法86の4第2項）

推薦届出人となるためには、選挙の行われる区域内の選挙人名簿に登録されていることが要件とされているから、もし名簿に登録されていない者が届出をすると、その届出は受理されない。

(5) 被選挙権のない者の立候補は禁止される（法86の8）

立候補の時点において、犯罪等の理由により被選挙権を有しない者は、候補者となることができない。

(6) 立候補辞退に制限がある（法86の4第10項）

候補者となった者は、立候補届出期間経過後は辞退できないので、立候補に際しては慎重な決意が必要である。

2 事前運動の禁止

(1) 事前運動は禁止されている（法129）

立候補を決意したら、直ちに選挙運動に着手したいというのが人情ではあるが、法律は、立候補届出前の運動を厳禁している。

(2) 選挙運動の意義

ア 選挙運動とは

(ア) 特定の選挙において

(イ) 特定の候補者の当選を得又は得しめるために

(ウ) 選挙人に働きかける行為である。

イ 選挙運動の基本的な要素は

特定の候補者に投票を得又は得しめるための能動的行為である。「投票を得又は得しめるため」といっても必ずしも何某に投票してくださいというような明瞭な行為に限らず、単に特定人の名前を選挙人に知らせるような行為でも、そのような目的でなされる以上、選挙運動となり得る。

ただし、選挙運動の準備行為は、選挙運動にならない。

3 立候補届出の準備

(1) どんな準備が必要か

立候補を決意したら、立候補手続を行うための具体の準備を進める必要がある。

立候補の届出をするために法律上直接必要で、前もって準備しておかなければならない。

(2) 公職の確認

自分がなんらかの公職についていないかどうかを徹底的に確認しておく。

(3) 郵便等による立候補の禁止（法86の4第1項）

立候補の届出については、郵便による届出は禁止されている。

(4) 供託をするには

町長選挙及び町議会議員選挙において、立候補しようとする者は、定められた金額の現金又は債券であらかじめ供託しておかなければなりません。

選挙の種類	供託金	供託物の没収点※
町長	50万円	有効投票の総数×1/10
町議会議員	15万円	有効投票の総数÷議員の定数（14人）×1/10

※得票数が没収点に達しない場合は供託金が没収される。

4 選挙運動の準備と計画

(1) 準備行為として許されるものは

立候補届出前の一切の選挙運動はすべて事前運動として禁止されているが、選挙運動と区別される立候補届出前の準備行為は、濫踏行為と同様、概ね次のようなものについて、行うことができる。

ア 政党等の公認を求める行為

イ 選挙事務所借入の内交渉

ウ 出納責任者又は選挙運動員就任の内交渉

エ 労務者の雇入の内交渉

オ 個人演説会場借入の内交渉

カ 選挙演説を依頼するための内交渉

キ 選挙運動用葉書による推薦依頼の内交渉

ク 自動車、船舶及び拡声機の借入の内交渉

ケ 立札、看板、ポスター等の作製

コ 選挙運動資金の調達

サ 供託の手続をとること

シ 選挙公営に関わる契約行為

ス 候補者になろうとするものの戸籍の謄本又は抄本を取り寄せておくこと

ただし、これらの行為があわせて投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動となるため、注意をする必要がある。

第2 総則（選挙権、被選挙権）

項目	条文	内 容	備 考
選挙管理事務	法5	森町選挙管理委員会	
選挙権	法9	(1) 日本国民で年齢満18年以上の者 (2) 森町に引き続き3ヶ月以上住所を有する者	
被選挙権	法10	日本国民で年齢満25年以上の者	
選挙権及び被選挙権を有しない者	法11	(1) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 (刑の執行猶予中の者を除く。) (3) 公職にある間に犯した刑法第197条《収賄、受託収賄及び事前収賄》、第197条の2《第三者収賄》、第197条の3《加重収賄及び事後収賄》、第197条の4《あっせん収賄》の罪により刑に処せられ、その執行を終えた者、又はその執行の免除を受けた者で、その執行を終えた日又は執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの、又はその刑の執行猶予中の者 (4) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者 (5) 法252条に該当する者	選挙犯罪に因る処刑等

第3 選挙期日及び公職の候補者等

項目	条文	内容	備考
選挙期日	法33	任期が終わる日の前30日以内 ※臨時特例法	10月6日(日)
選挙期日の告示	法33	選挙期日の5日前	10月1日(火)
立候補届	法86の4	<p>(1) 候補者届(本人届) 本人が文書をもって選挙長に届け出る。</p> <p>(2) 推薦届 選挙人名簿に登録された者が本人の承諾を得て選挙長に文書で届け出る。</p> <p>【届出書類】</p> <p>ア 本人届出の場合</p> <p>(ア) 供託証明書 (イ) 戸籍の謄本又は抄本 (ウ) 宣誓書 (エ) 所属政党(政治団体)証明書 (オ) 通称使用申請書</p> <p>イ 推薦届出の場合</p> <p>(ア) 供託証明書 (イ) 戸籍の謄本又は抄本 (ウ) 宣誓書 (エ) 所属政党(政治団体)証明書 (オ) 通称使用申請書 (カ) 候補者の承諾書 (キ) 選挙人名簿登録証明書</p>	郵便による届出は不可
立候補の制限	法87 法88 法89	<p>1 重複立候補の禁止 一の選挙において、公職の候補者となった者は、同時に、他の選挙における公職の候補者となることができない。</p> <p>2 選挙事務関係者の立候補制限 次に掲げる者は、在職中、その関係区域内において、当該選挙の公職の候補者となることができない。</p> <p>(1) 投票管理者 (2) 開票管理者 (3) 選挙長</p> <p>3 公務員の立候補制限 国又は地方公共団体の公務員は、在職中、公職の候補者となることができない。</p>	

供託	法92	公職の候補者1人につき次の金額又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。 (町長50万円・町議会議員15万円)	
供託物の没収	法93	公職の候補者に係る供託物の没収 得票数が没収点に達しない場合は供託金が没収される。	
当選人	法95	1 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。 ただし、次による得票がなければならない。 (1) 町長 有効投票総数の1/4以上の得票 (2) 町議 議員定数をもって有効投票の総数を 除して得た数の1/4以上の得票 得票数÷(有効投票数/定数(14人))×1/4 2 得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。	
任期の起算	自治法93	任期の起算については、公職選挙法第258条の定めるところによる。 法258～「長の任期は、選挙の日から起算する。」	

第4 選挙運動

項目	条文	内容	備考
選挙運動の期間	法129	公職の候補者の届出のあった日から選挙期日の前日まで	罰則239条
選挙事務所	法130	1 設置及び届出 (1) 公職の候補者又はその推薦届出者でなければ選挙事務所を設置することができない。 (2) 公職の候補者又はその推薦者が、選挙事務所を設置したときは、直ちに選挙管理委員会に届出なければならない。 (3) 選挙事務所に異動があったときも直ちに届出なければならない。 2 届出できる者 (1) 候補者 (2) 推薦届出者 (推薦届出者が数人であるときは、その代表者)	罰則241条
	法131	3 設置数 候補者1人につき1箇所とする。	罰則240条
		4 移動数 1日に1回を超えて移動することができない。	罰則240条
	法132	5 選挙当日の選挙事務所制限 選挙当日においても、当該投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に限り、設置することができる。	罰則240条
休憩所等の禁止	法133	休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができない。 湯呑み所、連絡所で休憩はできないので注意すること。休憩は、選挙事務所で行うこと。	罰則240条
選挙事務関係者の選挙運動の禁止	法135	次に掲げる者は、在職中、その関係区域内において選挙運動することができない。 (1) 投票管理者 (2) 開票管理者 (3) 選挙長	罰則241条
特定公務員の選挙運動の禁止	法136	次の者は、在職中、選挙運動することができない (1) 選挙管理委員会の委員及び職員 (2) 裁判官 (3) 検察官 (4) 会計検査官 (5) 公安委員会の委員 (6) 警察官 (7) 収税官及び徴税の吏員	罰則241条

<p>公務員等の地位利用による選挙運動の禁止</p>	<p>法136の2</p>	<p>1 次に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の公務員</p> <p>(2) 国民生活金融公庫、住宅金融公庫等の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。）</p> <p>2 公団等の役職員等が、公職の候補者や公職の候補者となろうとする者を推薦、支持、若しくはこれに反対する目的をもってする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者である各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもってする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。</p> <p>(1) その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与することを援助、又は他人にこれらの行為をさせること。</p> <p>(2) その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施に関与することを援助、又は他人にこれらの行為をさせること。</p> <p>(3) その地位を利用して、後援団体を結成、その結成の準備に関与、後援団体の構成員となることを勧誘、又はこれらの行為を援助、又は他人にこれらの行為をさせること。</p> <p>(4) その地位を利用して、新聞や刊行物を発行、文書図画を掲示・頒布、又はこれらの行為を援助、又は他人にこれらの行為をさせること。</p> <p>(5) 公職の候補者や公職の候補者となろうとする者を推薦、支持、反対することを申出・約束した者に対し、その代償として、その職務に当たり、申出・約束した者に係る利益を供与、又は供与することを約束すること。</p>	<p>罰則 239条の2</p>
<p>教育者の地位利用の選挙運動の禁止</p>	<p>法137</p>	<p>教育者は、学校の児童、生徒、学生に対して教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p>	<p>罰則239条</p>

年齢18歳未満の者の選挙運動の禁止	法137の2	<p>1 年齢満18年未満の者は、選挙運動をすることができない。</p> <p>2 何人も、年齢満18年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。</p>	罰則239条
選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止	法137の3	<p>法第252条(選挙犯罪処刑者の選挙権・被選挙権の停止)又は政治資金規正法第28条(政治資金規正法違反処刑者の選挙権・被選挙権の禁止)の規定により選挙権や被選挙権を有していない者は、選挙運動をすることができない。</p>	罰則239条
戸別訪問	法138	<p>1 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。</p> <p>2 いかなる方法をもってするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知する行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。</p>	罰則239条
署名運動の禁止	法138の2	<p>何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができない。</p>	罰則239条
人気投票の公表の禁止	法138の3	<p>何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。</p>	罰則242条の2
飲食物の提供の禁止	法139	<p>何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。)を提供することができない。ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、法定の弁当料の額の範囲内で選挙事務所において食事するために提供する弁当についてはこの限りでない。</p>	罰則243条
連呼行為の禁止	法140の2	<p>何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説の場所においてする場合、午前8時から午後8時までの間に限り、法の定めにより選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p>	罰則243条

自動車、船舶及び拡声機の使用	法141	<p>1 選挙運動のために使用される自動車、拡声機等は次のとおりである。</p> <p>(1) 自動車1台又は船舶1隻</p> <p>(2) 拡声機一揃</p> <p>拡声機については、個人演説会の開催中、その会場において別に一揃を使用することができる。</p> <p>2 自動車、拡声機を使用する者は、選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければならない。</p>	罰則243条 罰則244条
自動車等の乗車制限	法141の2	<p>1 選挙運動のために使用される自動車に乗車する者は、公職の候補者、運転手を除き、自動車1台につき、4人を超えてはならない。</p> <p>2 前項の者は、選挙管理委員会の定める一定の腕章を着けなければならない。</p>	罰則243条
車上の選挙運動の禁止	法141の3	<p>何人も、選挙運動に使用する自動車上では、選挙運動をすることができない。ただし、停止した自動車の上で選挙運動のための演説すること、選挙運動としての連呼行為をすることは、この限りでない。</p>	罰則243条
文書図面の頒布	法141	<p>1 選挙運動のために使用する文書図画は、次のものを頒布できる。</p> <p>○町長選挙の場合 通常葉書 候補者1人につき 2,500枚</p> <p>○町議会議員選挙の場合 通常葉書 候補者1人につき 800枚</p> <p>2 葉書は無料とし、政令で定めるところにより、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。</p> <p>3 選挙運動のために使用する回覧板、その他文書図書又は看板の類を多数の者に回覧させることは頒布とみなす。</p> <p>4 町長選挙では、ビラの作成ができる。</p> <p>(1) 選挙管理委員会に届けた</p> <p>○町長選挙の場合 2種類以内のビラ 5,000枚</p> <p>○町議会議員選挙の場合 2種類以内のビラ 1,600枚</p> <p>(2) 選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければならない。</p> <p>(3) ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm（A4版）</p> <p>(4) ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。（両面印刷可）</p>	罰則243条

		<p>(5) ビラの頒布方法</p> <p>ア 新聞折り込みによる頒布</p> <p>イ 選挙事務所内における頒布</p> <p>ウ 個人演説会の会場内における頒布</p> <p>エ 街頭演説における頒布</p>	
文書図面の掲示	法143	<p>1 選挙運動のために使用する文書図画は、次に該当するもののほかは、掲示することができない。</p> <p>(1) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類</p> <p>(2) 選挙運動のために使用される自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類</p> <p>(3) 候補者が使用する、たすき、胸章、腕章の類</p> <p>(4) 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん、看板の類</p> <p>(5) 選挙運動のために使用するポスター (公営の掲示場に貼り付けるポスター)</p> <p>※ 各ポスター、立札、ちょうちん、看板の類のサイズ等については、別紙「選挙運動に関する(看板、立札、ポスター類)規格等について」を参照</p> <p>2 選挙運動のためにアドバルーン、ネオンサイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、禁止行為に該当するとみなす。</p> <p>3 第1項第1号より掲示することができるポスター、立札、及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて3を超えることができない。</p> <p>4 第1項第4号により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて2を超えることができない。</p>	
ポスターの数	法144	<p>法143条第1項第5号のポスターについて</p> <p>規格 (1) タブロイド型 (普通の新聞紙の1/2の大きさ) 長さ 42cm 幅 30cm</p> <p>(2) 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければならない。</p>	罰則243条

ポスターの掲示場	法144の2	<p>掲示場所 ポスターは、公営の掲示場を設けるので、その場所に貼らなければならない。</p> <p>○枚数 1 掲示場1枚（町内82箇所）</p> <p>○掲示板の貼付区画 立候補届出の順(告示日にくじで決定)</p> <p>※ 別紙「ポスター掲示場の設置場所」を参照</p>	
インターネット等を利用した文書図画の頒布等	法142の3	<p>選挙運動用文書図画は、インターネット等を用いた次の方法により頒布することができる。</p> <p>(1) ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、X(旧Twitter)やFacebook等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)</p> <p>ア 誰でも、ウェブサイト等を利用する方法で選挙運動用文書図画を頒布することができる(18歳未満の者は不可)</p> <p>イ 投票日の前日までにウェブサイト等を利用する方法で頒布された選挙運動用文書図画は、投票日当日も受信者が通信端末機器の映像面に表示可能な状態にしておくことができる</p> <p>ウ ウェブサイト等を利用する方法で選挙運動用文書図画を頒布する者は、電子メールアドレスその他のインターネット等による方法で、その者に連絡する際に必要となる情報が正しく表示されるようにしなければならない。</p> <p>(2) 電子メール</p> <p>ア 選挙運動用電子メールについては、候補者に限って送信することが可能である。</p> <p>イ 選挙運動用電子メールは、次の者に対してのみ、かつ次の者が送信者(候補者)に通知したメールアドレスにだけ送信できる。</p> <p>(ア) 選挙運動用電子メールの送信を求める旨や送信に同意する旨を、あらかじめ送信者に通知している者</p> <p>(イ) 政治活動用電子メールを継続的に受信しており、送信者から選挙運動用電子メールを送信する旨の通知を受けた際、送信拒否をしなかった者</p> <p>ウ 選挙運動用電子メールを送信する者は、上記(ア)(イ)の事実を証明する記録を保存しなければならない。</p>	
文書図画の撤去	法147	<p>選挙管理委員会は、次の規定に違反したときは撤去させることができる。</p> <p>(1) 文書図画の掲示</p> <p>(2) ポスターの数</p> <p>(3) ポスター掲示箇所</p>	罰則244条

あいさつ状の禁止	法147の2	公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む)は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状、寒中見舞状その他これに類するあいさつ状を出してはならない。	
公営施設使用の個人演説会	法161	候補者は、次の施設を使用して個人演説会を開催することができる。 (1) 学校及び公民館 (2) 地方公共団体の管理に属する公会堂 (3) その他、選挙管理委員会の指定する施設	
公共施設以外の施設使用の個人演説会	法161の2	候補者は、公営施設以外の施設を利用して個人演説会を開催することができる。	
個人演説会における演説	法162	個人演説会においては、候補者及び候補者以外の者も選挙運動のために演説することができる。	
個人演説会開催の申出	法163	公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は、候補者は開催する前2日までに「使用すべき施設」「開催すべき日時」「候補者の氏名」を文書で選挙管理委員会に申し出なければならない。	
個人演説会の施設の無料使用	法164	公営施設の使用は、候補者1人につき、同一施設ごと1回に限り、無料とする。	
他の演説会の禁止	法164の3	1 選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う個人演説会を除くほか、いかなる名義をもってするを問わず、開催することができない。 2 候補者以外の者が2人以上の候補者の合同演説会を開催することはできない。	罰則243条
街頭演説	法164の5	街頭演説は、演説者がその場所にとどまり、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げなければならない。	罰則243条 罰則244条
夜間の街頭演説の禁止	法164の6	何人も、午後8時から翌日午前8時までの間は、選挙運動のため、街頭演説することができない。	罰則244条
街頭演説の場合の選挙運動員等の制限	法164の7	1 運動員は、候補者1人については、15人を超えてはならない。 2 選挙運動に従事する者は、選挙管理委員会の定める腕章を着けなければならない。	罰則243条

特定の建設及び施設における演説等の禁止	法166	<p>何人も、次の建物・施設においては、いかなる名義をもってするを問わず、選挙運動としての演説及び連呼行為を行うことができない。</p> <p>(1) 国・地方公共団体の所有・管理する建物</p> <p>(2) 自動車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内</p> <p>(3) 病院、診療所、その他の療養施設</p>	罰則243条
投票記載所の氏名等の掲示	法175	<p>市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の告示があった日において届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。</p> <p>したがって、ポスター掲示場の順番とは異なる。 (決定後、誤字脱字等の確認のため各候補者にFAXしますので、FAX番号をお知らせ願います。)</p>	
選挙期日後の挨拶行為の制限	法178	<p>何人も、選挙の期日後に、当選又は落選に関して選挙人に挨拶する目的をもって、次の行為をすることができない。</p> <p>(1) 選挙人に対して戸別訪問すること。</p> <p>(2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除くほか文書函書を頒布し又は掲示すること。</p> <p>(3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。</p> <p>(4) 法第151条の5(選挙運動放送の制限)に掲げる放送設備を利用して放送すること。</p> <p>(5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。</p> <p>(6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。</p> <p>(7) 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。</p>	罰則245条

第5 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

項目	条文	要 綱	備 考
収入、寄附、支出の定義	法179	<p>1 「収入」とは 金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。</p> <p>2 「寄附」とは 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。</p> <p>3 「支出」とは 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。</p>	
出納責任者の選任及び届出	法180	<p>1 候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者(出納責任者という)を1人選任しなければならない。 ただし、次の方法によることは妨げない。 (1) 候補者自らなること。 (2) 推薦届出者が候補者の承諾を得て出納責任者を選任、又は自らの責任者となること。</p> <p>2 出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければならない。</p> <p>3 出納責任者を選任した者は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日、選任年月日、公職の候補者の氏名を、文書で選挙管理委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、候補者の承諾を得たことを証すべき書面(推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表たるを証すべき書面)を添えなければならない</p>	
出納責任者の異動	法182	<p>出納責任者に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。</p>	
出納責任者の職務代行	法183	<p>1 公職の候補者が出納責任者を選任した場合及び推薦届出者が自ら出納責任者となった場合で、出納責任者に事故があるときや、欠けたときは、公職の候補者が代わって出納責任者の職務を行う。</p> <p>2 推薦届出者が出納責任者を選任した場合で、出納責任者に事故があるときや、欠けたときは、推薦届出者が代わってその職務を行う。推薦届出者にも事故があるときは、公職の候補者が代わって出納責任者の職務を行う。</p> <p>3 出納責任者に代わってその職務を行う場合、出納責任者の氏名、事故又は欠けたことの実、その職務代行を始めた年月日を記載した文書を提出しなければならない。</p>	

届出前の寄附の受領及び支出の禁止	法181	出納責任者は、届出後でなければ、公職の候補者の推薦、支持、反対その他運動のために、いかなる名義かを問わず、公職の候補者のために寄附を受け又は支出することができない。	罰則246条
会計帳簿の備付及び記載	法185	出納責任者は、会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。 (1) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入 (2) (1)の寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日 (3) 選挙運動に関するすべての支出 (4) (3)の支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額、年月日	罰則246条
出納責任者の支出権限	法187	1 立候補準備に要する支出、電話・インターネット等による選挙運動に要する支出を除き、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができない。ただし、出納責任者の文書による承諾を得た者はこの限りでない。 2 立候補準備に要する支出で、公職の候補者や出納責任者となった者が支出し、又は他の者が候補者や出納責任者と意志を通じて支出したものについては、出納責任者は、就任後直ちにその清算をしなければならない。	罰則246条
領収書等の徴収及び送付	法188	選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日、目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。 1 領収書を徴さなければならない者 (1) 出納責任者 (2) 公職の候補者や出納責任者と意思を通じてそのために支出した者 2 公職の候補者や出納責任者と意思を通じてそのために支出した者は、前項の書面を直ちに出納責任者に送付しなければならない。	罰則246条
選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出	法189	1 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関する寄附、その他の収入、支出についての報告書を、領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して次に定めるところにより選挙管理委員会に提出しなければならない。 (1) 選挙の日から15日以内に、告示の日前、告示日～選挙日、選挙日後になされた寄附、その他の収入、支出について、併せて清算し提出 (2) (1)の精算届出後になされた寄附、その他の収入、支出については、それらの収支がなされた日から7日以内に提出 3 1の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。	罰則246条 令和6年10月21日まで

帳簿及び書類の保存	法191	出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証すべき書面を選挙管理委員会への報告書提出の日から3年間、保存しなければならない	罰則246条
選挙運動に関する支出金額の制限	法194	選挙運動に関する支出の金額は、公職の候補者1人につき、次により算出した額を超えることができない。	罰則247条
<p>【法定制限額】</p> <p>○町長選挙 (算定) (人数割額×告示の日の選挙人名簿登録者数) + 固定額 令和6年6月1日現在の名簿登録者数で計算すると (110円×11,917人) + 1,300,000円 = 2,610,870円 ≒ 2,610,900円 ※100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする</p> <p>○町議会選挙 (算定) (人数割額×告示の日の選挙人名簿登録者数÷議員定数) + 固定額 令和6年6月1日現在の名簿登録者数で計算すると (1,120円×11,917人÷14人) + 900,000円 = 1,853,360円 ≒ 1,853,400円 ※100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする</p> <p>※それぞれの「人数割額」「固定額」については公職選挙法施行令第127条の規定によるもの</p>			
選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲	法197	1 次の支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなす。 (1) 立候補の準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者と意思を通じて支出した以外のもの (2) 立候補の届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの (3) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出 (4) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料 (例：戸籍謄本・抄本に係る手数料) (5) 政党その他政治団体が行う選挙運動のために要した支出 (6) 選挙運動用自動車を使用するために要した支出 (例：レンタル料、ガソリン代、修繕料、運転手への報酬等)	

<p>実費弁償及び報酬の額</p>	<p>法197の2</p>	<p>1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>(1) 鉄道賃：鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>(2) 船賃：水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</p> <p>(3) 車賃：陸路旅行(鉄道旅行を除く)について路程に応じた実費額</p> <p>(4) 宿泊料(食事料2食分を含む)： 1夜につき12,000円</p> <p>(5) 弁当料：1食につき1,000円、1日3,000円</p> <p>(6) 茶菓料：1日につき500円</p> <p>2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>(1) 基本日額：10,000円</p> <p>(2) 超過勤務手当：1日につき基本日額として支給する額の5割以内</p> <p>3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃及び車賃：1-(1)、(2)、(3)に掲げる額</p> <p>(2) 宿泊料(食事料を除く)：1夜につき10,000円</p> <p>4 選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき10,000円</p> <p>5 選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき15,000円</p> <p>※ 表示額は最高額を表す。(それぞれの金額以内であれば問題ない。)</p> <p>選挙運動のために使用する者のうち、報酬を支給できる期間と人数には制限がある。</p> <p>(1) 報酬の支給できる期間：立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を、文書で選挙管理委員会に届け出たときから選挙の期日の前日までの間(5日間)</p> <p>(2) 員数：町長選挙 9人(45人) 町議会議員選挙 7人(35人)</p> <p>※ 1日につき上記の員数の範囲内、ただし(1)の期間を通じて、最大限上記の員数の5倍を超えない延べ員数、すなわち()内の人員まで、異なる者を届け出て報酬を支給することができる。</p>	
-------------------	---------------	---	--

選挙運動のために使用する事務員	令129	選挙運動のために使用する事務員については、候補者の届出のあった日から選挙期日の前日までの間に限り次に定める範囲内であらかじめ選挙管理委員会に届け出て使用することができる。	
-----------------	------	---	--